

目次

■ 全般的な事項	1
Q1 認証の申請から認証書の交付までの手続きは？	1
Q2 事業所や店舗単位で認証を受けることはできるか。	1
Q3 本社が東京にあり、工場が神奈川県内にある場合、認証申請書の提出者名は 工場長でもよい。	1
Q4 認証申請時に添付が必要となる計画書の作成方法が分からない。	1
■ 対象事業者・認証要件	1
Q5 本社所在地が、神奈川県外の場合でも認証の対象となるか。	1
Q6 県内には横浜市内にしか工場等を所有していないが、認証の対象となるか。	2
Q7 相模原市地球温暖化対策計画書制度に基づく計画書を提出しているが、本制 度の認証を受けることはできるか。認証を受けられる場合、県への計画書の 提出は必要か。	2
Q8 自動車に関する計画書を提出して認証を受ける場合、県内の主たる工場等と は、どこを記載すればよい。	2
Q9 個人事業者は認証の対象となるか。	2
Q10 学校法人や医療法人などの企業以外の事業者も認証の対象となるか。	2
Q11 「中小規模事業者」であることを確認するための「原油換算エネルギー使用 量」はどのように算出するのか。	2
Q12 脱炭素化の目標年を 2050 年よりも前倒して記載することはできるか。	3
Q13 脱炭素化の目標と整合する削減率で計画書を作成しなければ、認証を受けら れないのか。	3
■ 認証事業者に対する支援	3
Q14 認証を受けた場合、県 HP への公開を拒むことはできるか。	3
Q15 認証事業者は、公式認証マークをどのように使うことができるのか。	3
Q16 認証に係る新規申請書を提出したのち、認証書が交付される前の段階で、上 乗せされた額で補助金を申請することはできるか。	3
■ 認証手続き	3
□ 認証期間	3
Q17 認証の有効期間はいつまでか。	3
Q18 認証の有効期日の 9 月 30 日までに、更新申請の審査が完了しない場合、い ったん認証は失効するのか。	4
□ 認証後必要な手続き	4
Q19 認証を受けた後に必要となる手続きはあるか。	4
Q20 2024 年度に認証を取得した場合、計画期間中の毎年度の県への報告につい ては、中小規模事業者用実績報告書を提出するのか。	4
Q21 提出した計画どおりに CO ₂ 排出量の削減が進んでいない場合、認証を取り	

かながわ脱炭素チャレンジ中小企業認証制度 Q & A

2026 年 4 月 1 日更新

消されることはあるか。	4
□提出方法	5
Q22 申請書等は、郵送や窓口での提出は可能か。	5

■ 全般的な事項

Q1 認証の申請から認証書の交付までの手続きは？

- A1 本認証制度では、事業活動温暖化対策計画書制度（以下「計画書制度」という。）の中小規模事業者用事業活動温暖化対策計画書（以下「計画書」という。）の提出を要件としているため、認証に係る新規申請書と併せて、計画書の提出が必要です（計画書をすでに提出している事業者を除きます。）。
- 提出された新規申請書及び計画書の両方の審査が終了したのちに、認証書を交付します。審査の過程で、記載内容を調整する必要がある場合には、修正等の対応をお願いすることがあります。
- なお、多くの計画書が提出される時期には、計画書の確認・補正手続きが混みあうため、認証書の交付までにお時間をいただく場合があります。

Q2 事業所や店舗単位で認証を受けることはできるか。

- A2 本認証制度では、事業者単位で認証を行います。

Q3 本社が東京にあり、工場が神奈川県内にある場合、認証申請書の提出者名は工場長でもよいか。

- A3 認証申請書は、事業者単位で作成していただくものであり、代表取締役など法人を代表する方が提出者となります。
- なお、本認証制度に関する手続きについて、代表権がある方から権限を委任されている場合は、委任状（任意様式）を添付の上、受任者の氏名で書類を提出することができます。

Q4 認証申請時に添付が必要となる計画書の作成方法が分からない。

- A4 計画書の作成に当たっては、計画書制度のページに記載の手引きが掲載されていますので、ご参照いただくほか、公益財団法人神奈川産業振興センター（K I P）のカーボンニュートラルワンストップ相談窓口において、計画書の作成支援を無料で行っていますので、お気軽にお問い合わせください。

<カーボンニュートラルワンストップ相談窓口>

公益財団法人神奈川産業振興センター（平日午前 9 時から午後 5 時まで）

TEL 045-633-5002

■ 対象事業者・認証要件

Q5 本社所在地が、神奈川県外の場合でも認証の対象となるか。

- A5 対象となります。
- ただし、神奈川県内に工場又は事業所その他事業場（本制度では「工場等」という。）を所有していることが必要です。

かながわ脱炭素チャレンジ中小企業認証制度 Q & A

2026 年 4 月 1 日作成

Q6 県内には横浜市内にしか工場等を所有していないが、認証の対象となるか。

A6 対象となります。

本認証制度では、神奈川県内に所有する工場等が、3 政令指定都市（横浜市、川崎市及び相模原市）内のみの事業者も対象となります。

なお、計画書は、県様式のものを作成し、県に提出することが必要です。

Q7 相模原市地球温暖化対策計画書制度に基づく計画書を提出しているが、本制度の認証を受けることはできるか。認証を受けられる場合、県への計画書の提出は必要か。

A7 認証を受けることができます。ただし、本制度による認証を受けるためには、県の計画書制度に基づく県様式での計画書の提出が必要です。

また、横浜市地球温暖化対策計画書制度及び川崎市事業活動地球温暖化対策計画書制度に基づいて、各市に計画書を提出している場合も同様です。

Q8 自動車に関する計画書を提出して認証を受ける場合、県内の主たる工場等とは、どこを記載すればよいか。

A8 自動車の使用の本拠地として登録された場所（主たるもの）を記載してください。

Q9 個人事業者は認証の対象となるか。

A9 中小企業基本法第 2 条第 1 項の「中小企業者」に該当すれば、個人事業者も認証の対象となります。

Q10 学校法人や医療法人などの企業以外の事業者も認証の対象となるか。

A10 対象となります。

認証の対象とする「中小企業等」には、中小企業者のほかに、学校法人、一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人、公益財団法人、特定非営利活動法人、医療法人、社会福祉法人及び中小企業団体が含まれます。

それ以外の事業者が本制度の対象となるかは、個別にご相談ください。

Q11 「中小規模事業者」であることを確認するための「原油換算エネルギー使用量」はどのように算出するのか。

A11 計画書の添付資料となるエネルギー使用量等入力ファイルに前年度分のエネルギー使用量を入力していただくことにより、算出することができます。

なお、原油換算エネルギー使用量 1,500kL の目安としては、次のとおりです。

- ・オフィス : 電気使用量 約 600 万 kWh/年 程度
- ・コンビニ : 30～40 店舗 程度
- ・ホテル : 300～400 室 程度
- ・病院 : 500～600 床 程度 など

Q12 脱炭素化の目標年を 2050 年よりも前倒して記載することはできるか。

A12 可能です。

2050 年に限らず、自社の状況に応じて目標設定してください。

ただし、計画書と整合が明らかに取れていない目標年度は認められません。

(例えば、計画書では 2027 年度の CO₂ 排出量が 0 となっていないにも関わらず、脱炭素化目標を 2027 年度と設定するなど。)

Q13 脱炭素化の目標と整合する削減率で計画書を作成しなければ、認証を受けられないのか。

A13 脱炭素化の目標年に向けて、計画的に CO₂ 排出量を削減することが望ましいですが、認証の要件としては、目標とした整合した計画を策定することまでは要求していません。

■ 認証事業者に対する支援

Q14 認証を受けた場合、県 HP への公開を拒むことはできるか。

A14 認証事業者の情報は、原則県 HP に公開することとしています。

Q15 認証事業者は、公式認証マークをどのように使うことができるのか。

A15 認証事業者の HP や名刺などに入れていただくような使い方を想定しています。

Q16 認証に係る新規申請書を提出したのち、認証書が交付される前の段階で、上乗せされた額で補助金を申請することはできるか。

A16 可能です。(中小企業省エネルギー設備導入費補助金及び自家消費型再生可能エネルギー導入費補助金)。

この場合、上乗せされた額で補助を受けるためには、実績報告までに認証を受けている必要があります。

詳しくは、それぞれの手引き等を確認してください。

■ 認証手続き

□ 認証期間

Q17 認証の有効期間はいつまでか。

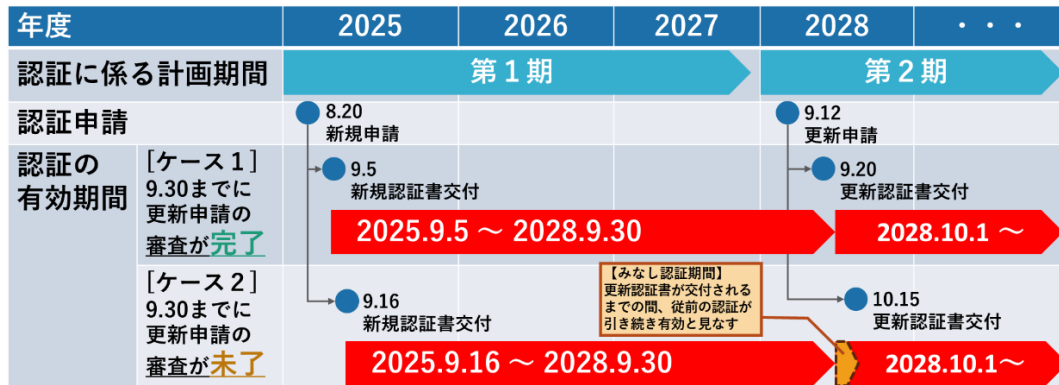
A17 認証の有効期間は認証の交付日から、本認証の要件として提出していただいている計画書の計画期間が終了したのち、次期計画書の提出期日(9月30日)までです。

認証の有効期間終了後も、引き続き認証を受ける場合は、上記期日までに認証の更新申請と次期計画書を提出する必要があります。

例) 2027 年度までの計画書により、2025 年度に認証を受けた場合の有効期間

かながわ脱炭素チャレンジ中小企業認証制度 Q & A

2026 年 4 月 1 日作成



Q18 認証の有効期日の 9 月 30 日までに、更新申請の審査が完了しない場合、いったん認証は失効するのか。

A18 失効はせずに、みなし認証期間として、認証を継続できます。10 月 1 日から更新認証書が交付される日までの間は、従前の認証が引き続き有効とみなします。

□ 認証後必要な手続き

Q19 認証を受けた後に必要となる手続きはあるか。

A19 計画書制度に基づき、前年度の CO₂ 排出量の状況等を記載した中小規模事業者用実績報告書を毎年度、7 月 31 日までに提出する必要があります。

なお、中小規模事業者用実績報告書が適切に提出されない場合は、認証を取り消す場合があります。

また、法人名称や所在地などの変更事由が生じた場合は変更届を、認証要件を満たさなくなった場合には、取下げ書を提出する必要があります。

Q20 2024 年度に認証を取得した場合、計画期間中の毎年度の県への報告については、中小規模事業者用実績報告書を提出するのか。

A20 2024 年度に認証を取得した場合、計画期間中は計画書制度の旧制度が適用されます。そのため、中小規模事業者用実績報告書を提出する必要はありませんが、計画書制度の旧制度に基づき、前年度の CO₂ 排出量の状況等を記載した排出状況報告書を毎年度、7 月 31 日までに提出する必要があります。また、計画期間が終了する年度においては、結果報告書を 7 月 31 日までに提出する必要があります。詳しくは事業活動温暖化対策計画書制度（旧制度）のホームページをご覧ください。

Q21 提出した計画どおりに CO₂ 排出量の削減が進んでいない場合、認証を取り消されることはあるか。

A21 排出状況報告書等が適切に提出されている場合、CO₂ 排出量の削減が進んでいないことをもって認証を取り消すことはありません。

□提出方法

Q22 申請書等は、郵送や窓口での提出は可能か。

A22 原則は電子申請システムにより、提出してください。ただし、電子申請システムによる提出が困難な場合は、当分の間「郵送」による提出も可としています。